

(参考)

【事業概要】

1 内 容：在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族等に対し、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付する。

2 対象者：要介護4又は5で市民税非課税世帯に属する65歳以上の高齢者を居宅で介護している家族（要介護高齢者と現に同居しており、要介護高齢者の配偶者又は3親等以内の親族である者）及び個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う家族介護用品給付事業の経過措置対象者。

※ 居宅には、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅における居室を含む。

※ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、グループホームに入所している場合、又は病院、診療所等に入院している場合は、給付の対象外となる。

3 給付券給付枚数

申請の時期の区分に応じて、下表の右欄に掲げる京都市家族介護用品給付券を対象者に給付する。

4月1日から 5月31日まで	5,000円×12枚
6月1日から 7月31日まで	5,000円×10枚
8月1日から 9月30日まで	5,000円×8枚
10月1日から11月30日まで	5,000円×6枚
12月1日から 1月31日まで	5,000円×4枚
2月1日から 3月31日まで	5,000円×2枚

※ 個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う経過措置の対象者については、別に限度額を設定する場合がある。

4 事務の流れ

